

自動車税環境性能割

県税のしおり
令和7年度

自動車を取得した人に課される税金です。

● 納める人

自動車を取得した人です。ただし、割賦で購入した自動車で売主が所有権を留保しているものは買主です。

● 納める額

自動車の通常の取得価額に、燃費基準達成度等に応じて1%から3%の税率を乗じて算出します。

● 税率

◎ 次世代自動車

対 象 自 動 車		税 率	
		自家用	営業用
電気自動車・燃料電池自動車		非 課 税	非 課 税
天然ガス自動車	平成 30 年排出ガス基準適合(3.5t以下) 又は平成 21 年排出ガス基準 NOx10%低減		
プラグインハイブリッド自動車 ^(※)			

※ プラグインハイブリッド自動車とは、ハイブリッド車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものをいいます。

◎ 乗用車

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
＜ディーゼル車以外＞ 平成 30 年排出ガス基準 50%低減 又は 平成 17 年排出ガス基準 75%低減	令和 12 年度燃費基準 95%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
	令和 12 年度燃費基準 90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	
	令和 12 年度燃費基準 85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成		0.5%
	令和 12 年度燃費基準 80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	
＜ディーゼル車＞ 平成 30 年排出ガス基準 適合 又は 平成 21 年排出ガス基準 適合	令和 12 年度燃費基準 75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成		1%
	令和 12 年度燃費基準 70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	3%	
	令和 12 年度燃費基準 60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成		2%
上記に該当しないもの			



◎ トラック(ガソリン車等)

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
車両総重量 2.5t以下			
平成 30 年排出ガス 基準 50%低減 又は 平成 17 年排出ガス 基準 75%低減	令和4年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和4年度燃費基準 95%達成	2%	1%
車両総重量 2.5t超 3.5t以下			
平成 30 年排出ガス 基準 50%低減 又は 平成 17 年排出ガス 基準 75%低減	令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準 95%達成	1%	0.5%
平成 30 年排出ガス 基準 25%低減 又は 平成 17 年排出ガス 基準 50%低減	令和4年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和4年度燃費基準 95%達成	2%	1%
上記に該当しないもの		3%	2%

◎ トラック(ディーゼル車)

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
車両総重量 2.5t超 3.5t以下			
平成 30 年排出ガス 基準適合 又は 平成 21 年排出ガス 基準 NOx・PM10%低 減	令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準 95%達成	1%	0.5%
平成 21 年排出ガス 基準適合	令和4年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和4年度燃費基準 95%達成	2%	1%
車両総重量 3.5t超			
平成 28 年排出ガス 基準適合 又は 平成 21 年排出ガス 基準 NOx・PM10%低 減	令和7年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
	令和7年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和7年度燃費基準 95%達成	2%	1%
	平成 27 年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
	平成 27 年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
	平成 27 年度燃費基準+5%達成	2%	1%
上記に該当しないもの		3%	2%

◎ バス(ガソリン車等)

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
車両総重量 3.5t以下			
平成 30 年排出ガス基準 50%低減 又は 平成 17 年排出ガス基準 75%低減	令和2年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
平成 30 年排出ガス基準 25%低減 又は 平成 17 年排出ガス基準 50%低減	令和2年度燃費基準 110%達成	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準 105%達成	1%	0.5%
	令和2年度燃費基準達成	2%	1%
上記に該当しないもの		3%	2%

◎ バス(ディーゼル車)

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
車両総重量 3.5t以下			
平成 30 年排出ガス基準適合 又は 平成 21 年排出ガス基準 NOx・PM10%低減	令和2年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
平成 21 年排出ガス基準適合	令和2年度燃費基準 110%達成	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準 105%達成	1%	0.5%
	令和2年度燃費基準達成	2%	1%
車両総重量 3.5t超			
平成 28 年排出ガス基準適合 又は 平成 21 年排出ガス基準 NOx・PM10%低減	令和7年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
	令和7年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和7年度燃費基準 95%達成	2%	1%
	平成 27 年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
	平成 27 年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
	平成 27 年度燃費基準+5%達成	2%	1%
上記に該当しないもの		3%	2%

◎ その他

バリアフリー対応バス・タクシーや、側方衝突警報装置搭載、衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)搭載のバス・トラックなどの取得には特例があります。詳しくは県税事務所(西部県税事務所観音庁舎、東部県税事務所松永庁舎)へお問い合わせください。

◎ 環境性能割の税率等について、詳しくは次の県ホームページをご覧ください

広島県トップページ > くらし・教育・環境・文化 > 税 > 県税・納税、県税事務所に関することなら > 自動車税 > 自動車税情報まとめ > 1. 自動車税について(2)「自動車税 環境性能割」とは
または、右の二次元コードからもアクセスいただけます。



● 申告と納税

自動車の登録をするときに、申告して納めます（申告のときに渡される納税済証の内容をよく確認してください。）。

● 免 税

通常の取得価額が 50 万円以下の場合

● 減 免

身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者のために使用する自動車で一定の要件に該当する場合は、申請により減免されます。

- ・ 西部県税事務所観音庁舎又は東部県税事務所松永庁舎で申請してください。
- ・ 申請には身体障害者手帳など、自動車検査証、運転免許証などが必要です。

● 市町への交付

県に納められた自動車税環境性能割のうち、次の額が市町、政令指定市（広島市）に交付されます。

市町に対する交付額	自動車税環境性能割の40.85%（管理する市町道の延長及び面積により配分）
政令指定市に対する交付額	自動車税環境性能割の 33.25%のうち政令指定市（広島市）が管理する一般国道、高速自動車国道、県道の延長及び面積の割合によって算出される額

● 軽自動車税環境性能割

軽自動車を取得した人に課される税金です。軽自動車税環境性能割は市町の税金ですが、当分の間、県が賦課徴収を行い、納付された軽自動車税環境性能割は県が市町に払い込みます。

◎ 乗用車

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
平成 30 年排出ガス基準 50%低減 又は 平成 17 年排出ガス基準 75%低減	令和 12 年度燃費基準 80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
	令和 12 年度燃費基準 75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和 12 年度燃費基準 70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	1%
上記に該当しないもの			2%

◎ トラック

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
平成 30 年排出ガス基準 50%低減 又は 平成 17 年排出ガス基準 75%低減	令和4年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和4年度燃費基準 95%達成	2%	1%
上記に該当しないもの			2%